

○ 総務省令第二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十五日

総務大臣 武田 良太

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

様式第28（第8条関係）

[第1表・第2表 略]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)						
				年4月1日から 年3月31日まで		
				事業者名 法人番号		
電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数				
		うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数				
			うち対面で 手続した 数	うち電話で 手続した 数	うちインター ネット で 手続した 数	

[注1～4 略]

5 注3及び注4について、他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

6 「電気通信番号の種別」の欄が「音声伝送携帯電話番号（070/080/090）」の場合は、「うち卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供した音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティに係るポートアウト数を除いた数」の欄を記載するとともに、「うち対面で手続した数」、「うち電話で手続した数」及び「うちインターネットで手続した数」の欄に、番号ポータビリティに係るポートアウトの手続方法ごとのポートアウト数を記載すること。

7 [略]

様式第28（第8条関係）

[第1表・第2表 同左]

第3表

電気通信番号の使用に関する報告 (番号ポータビリティ実施状況)		
		年4月1日から 年3月31日まで
		事業者名 法人番号
電気通信番号の種別	番号ポータビリティに係る ポートイン数	番号ポータビリティに係る ポートアウト数

[注1～4 同左]

5 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を、それぞれ自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

[新設]

6 [同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の11重下線を付した欄記部分を除く全体に付した下線は対記である。

## 附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行し、報告期限が令和四年四月一日以降である報告から適用する。